

平成31年第1回東大和市議会定例会会議録第7号

平成31年3月5日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（24名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
総務管財課長	岩本尚史君	課税課長	真野淳君
福祉推進課長	嶋田淳君	環境課長	宮鍋和志君

都市計画課長 神山 尚 君
社会教育課長 佐伯 芳幸 君

学校教育部 吉岡 琢真 君
副参事
中央図書館長 當摩 弘 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、2番、尾崎利一議員の一般質問を行います。

○2番（尾崎利一君） おはようございます。きのうに引き続き、再質問を行わせていただきます。

4番の介護保険と市長認定障害者控除について伺います。

①のところですが、平成29年度には4,209人の認定審査を行ったという答弁ですが、その5年前はどうだったのか、さらにその5年前の認定審査件数、教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 29年度の数字をもとにそこから5年前ということで、まず29年度を含めて考えますと平成25年度がそれに当たりますが、この数字は3,342人となっております。さらにその5年前になりますと平成20年度になりますけれども、これは2,526人となります。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 私、市民の方から、医者に勧められて認定調査を受けようとしたら、簡易チェックリストで該当しないと言われて認定調査を受けられなかったというお話を伺いました。また、認定調査を受けようと思ったら、家の部屋全部見せてほしいということと言われて、嫌なので途中でやめてしまったと。非常に認定調査に時間がかかるとか、いろいろ言われて大変だとかっていう声は何人かから伺っています。

それで、今件数伺うと、10年前、2,526件、5年前、3,342件、29年度は4,209件ということで、審査する対象がかなりふえてるということで、この認定調査の人員体制が不足していないのかどうか。不足のために簡易チェックリストなどでどんどん認定調査をせずに済ませてしまうようなことがないのかどうか。私ももう少しいろいろ聞き取り等を行いたいと思いますけれども、市としてもこの点調査していただきたいと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） まず認定調査の人員体制でございますけれども、私ども、こういう形で件数が伸びることを勘案いたしまして、調査のための嘱託員の数もふやしております。

それから、そのチェックリストでございますけれども、このチェックリストとしましては、使い方としては2種類ございます。

一つは75歳以上の奇数歳の方全員にチェックリストを送りまして、自己評価をしていただくと。それを送り返していただきまして、要介護状態となるリスクのある方、この方に一般介護予防事業を御案内すると、こういう使い方が一つあります。

もう一つの使い方が、要介護認定を受けた結果で非該当となったと、こういう方に総合事業の利用を希望される方が中にはいらっしゃいますので、その必要性を判定するためにほっと支援センターの職員がこのチェックリストを使って判定をするということでございます。

御質問の状況につきましては、私ども詳細は不明でございますけれども、要介護認定を受ける前にチェックリストによって判定を受けたという事例は、私ども確認はしておりません。

以上であります。

○2番(尾崎利一君) 私が伺った話は、お医者さんのほうで診断書、そういうものは書くからって言われて認定調査を受けようと思ったら、そういうふうにしてほかの、こういう総合事業ですか、そのサービスに回されたってという事例を伺っているわけです。

ちょっと私ももう少し調査したいと思いますけれども、市としても、認定調査、認定を受けて介護保険を利用したいっていうのは、これは当然の市民の権利なわけで、介護認定を受けようと思ったけども、それが受けられないっていう状況があってはならないわけで、ぜひ調査をお願いしたいと思います。

次に、②の障害者控除の市長認定制度ですけれども、昨年秋に日本共産党が行った市民アンケートで、医療と介護にお金がかかり過ぎるっていう声が大変多かったわけです。国保税と介護保険料を払うので精いっぱい、医者にかかる金も、介護保険を利用する金も残らないという本末転倒の、笑うに笑えない話も実際に自由記述欄に書かれています。

そこで、この制度は介護保険を利用されている方の負担を大きく軽減できる制度だと思いますので、12年ぶりに取り上げました。

障害者控除の市長認定制度は、障害者手帳などがなくても、市の認定によって税申告における障害者控除証明を発行するものです。私が12年前に取り上げたときには、東大和市では寝たきりや認知症の方に限られていました。国の事務連絡でも、もっと広く認定すべきとなっていることなどを示して、現在のように整備していただいたものです。要介護認定の調査資料に基づいて該当、非該当が認定されます。

過去5年間について、申請者数と認定者数を伺います。また、要介護・要支援認定者総数の何%になるのか伺います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 平成25年度から29年度までの5年間の障害者控除認定の申請者、それから認定者でありますけれども、今の順序で申し上げますと、平成25年度は65人が申請者、それから認定者が64人になります。26年度になりますと99人と93人、27年度によりますと67人と62人、28年度は113人、103人、29年度は96人、それから96人となります。

それから、要介護認定・要支援認定の審査判定を行った人数に対する割合でございますけれども、申請者を基準にいたしますと、25年度は1.9%、それから26年度は2.8%、それから27年度は1.8%、28年度は2.9%、それから29年度は2.3%となっております。

以上であります。

○2番(尾崎利一君) 要介護・要支援認定を受けたときの調査資料でわかるわけですよ、該当かどうか。その点でいうと、今伺った人数は、人数もパーセントも非常に少ないというふうに思います。

市の通知では、この制度に該当する方の説明として、認知症や寝たきりの方、身体障害者に準ずる方となっています。この表現そのものは間違いではないと思いますけれども、これを読んだ大方の方が自分は該当しないと思うんじゃないかと思います。

ところが、私の調査では、要介護・要支援認定を受けた方のうち、8割程度が申請さえすれば該当する可能性が高いということがわかりました。

上越市、ここでは東大和市のように申請をしなくても、該当する人全員に市が認定書を交付しています。ですから、要介護・要支援認定を受けている人のうち、どの程度が市長認定の障害者控除認定を受けられるのか、これがわかるわけです。

上越市に問い合わせたところ、65歳以上で要介護または要支援の認定を受けている方は1万2,560人、障害者控除の市長認定を受けているのは9,926人、実に79%を超えています。

この点について事前に市にも情報提供しておきましたので、上越市にも確認していただいたと思いますけれども、この点の確認をお願いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 上越市の公式ホームページによりますと、平成30年の12月31日現在で要介護・要支援認定を受けている方、第1号被保険者の方ですが、この方は1万2,560人となっております。

一方、障害者控除の市長認定を受けている方、この人数はこのホームページでは公表されておられません。私ども、上越市に問い合わせをいたしました、この数字は公表していない数字であるということで確認はとれませんでした。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 私、上越市に連絡をして、実際に上越市から資料をいただきました。市が入手できないはずないんじゃないかと思うんですけども、私がいただいたものでは、9,926人、要支援1で440人で、認定率は40.0%、総数でいうと79%の方が受けているということです。

これは情報提供してからきょうまで随分時間があつたわけですから、当然確認していただいているというふうに思っていましたけれども、改めて確認していただきたいと思います。

それから、上越市と東大和市の障害者控除認定基準に大きな違いがあるのかどうか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 上越市から基準というものを取り寄せました。これによりますと、身体障害者認定得点表という部分に意思の伝達という項目がございまして、そこにはさらに、2つ、ほとんど伝達できないというものと、できないという項目が挙げられております。市の基準ではこういった部分は挙げられておりません。

ただ、障害者控除または特別障害者控除の判定基準におきまして、認知症高齢者の日常生活自立判定基準のⅡa以上というふうにしておりますので、結果として、上越市の基準と市の基準とはほぼ同様の内容であると、こういうふう認識しております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） そうすると、東大和市でも申請さえすれば80%前後の方が認定を受けられる可能性があるわけです。これは本当に確認しておいていただきたい数字です。

ちょっと確認していないということなので詳しく言いますけれども、要支援1で認定率40%、要支援2で57.7%、要介護1で91.8%、要介護2で85.7%、要介護3で85.3%、要介護4で82.3%、要介護5で79.0%。そのほかに追加発注が138人あつて、合計9,926人が障害者控除を市長認定で受けている、79%になります。

それで、きのうでしたかね、他の議員への答弁で、要介護認定・要支援認定の際の資料で、認知機能の低下が認められる方が2,180人いるという答弁がありました。これは市長認定の障害者控除に該当することになるのかどうか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 2,180人というのは、平成29年度における認知症高齢者の日常生活自立判定基準のⅡa以上の方ということでございますので、先ほど申し上げたとおり、基準の中の一部に入っております。内容的には一致しているということでございます。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） そうすると、要介護・要支援認定を受けている方の総数が大体4,400ですから、これだ

けでも5割の方がこの市長認定の障害者控除に該当する。このほかに寝たきりに準ずる方、それから身体障害に準ずる方あるわけですから、やはり6割、7割、少なく見積もってもその程度の方が該当するということになると思います。

ちなみに、平成30年3月31日現在、知的障害で手帳交付を受けている方が、これは行政報告書に出ています。727人です。この方々がまるっきり先ほどの2,180人とダブっていると考えても、1,500人ぐらいここで該当する方がいるということになります。

それで、そこで、次は認定が受けられたらどの程度負担が軽減できるのかという問題です。

障害者手帳などがなくても、市長認定制度によって市長が認める者について、所得税と住民税における障害者控除はどのようになるのか伺います。

○課税課長（真野 淳君） 市長認定制度によりまして市長が認める方につきましては、申告者御自身あるいは被扶養者でありましても、所得税並びに住民税の障害者控除が適用されることとなります。所得税の障害者控除額は、普通障害で27万円、特別障害で40万円、同居の特別障害の方を扶養している場合で75万円です。住民税の障害者控除額は、普通障害で26万円、特別障害で30万円、同居の特別障害の方を扶養している場合で53万円です。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 住民税は税率が10%です。所得税は5%から45%までありますけれども、仮に両方10%と考えて、普通障害では所得税で2万7,000円、住民税で2万6,000円、合計5万3,000円税負担が減ると。特別障害者控除では、所得税4万円、住民税3万円で、7万円税負担が減る。同居の特別障害者を扶養している場合は、所得税7万5,000円、住民税5万3,000円で合計12万8,000円税金が安くなるということになるわけです。

今御説明にあったとおり、本人の所得が低くても、別居でも他の親族の扶養になっていけば、扶養している方がこの控除を受けられるということになるわけです。

また、所得125万円以下の場合、この障害者控除証明があると住民税の障害者非課税措置が受けられます。年金収入が年240万円の場合、これは年金控除が120万円ありますから、所得は120万円になると思いますが、65歳以上の単身の方で障害者控除証明がある場合とない場合、所得税と住民税はどうなるのか伺います。

○課税課長（真野 淳君） 年金収入が年240万円の方は、所得税につきましては申告不要な対象者となりまして、課税されません。

住民税につきましては、障害者控除証明がある場合は非課税となり、一方、証明がない場合は8万9,500円になります。

以上です。（尾崎利一議員「証明がない、逆じゃない」と呼ぶ）

証明がある場合は非課税となりまして、証明がない場合は8万9,500円になります。

○2番（尾崎利一君） そうすると、障害者非課税措置によって8万9,500円の住民税がゼロになるということになります。介護保険を利用している方々の多くがこの制度を活用すれば大きな負担軽減につながるわけです。

最後に、これ12年前にも確認してはありますが、この認定は5年さかのぼって受けられる。5年さかのぼって控除を受けることが可能だということについて確認したいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 障害者控除対象の認定につきましては、5年前までさかのぼって申請が可能です。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 5年前の答弁では、それは可能だし、申告も5年さかのぼってできるっていう答弁をいただいています。

それで、さかのぼって認定を受ける場合は、滞納していなければ既に払っている税金ですから、数十万円の税金が還付で戻ってくるっていうことにもなるわけです。

そこで、上越市のように該当者全員に控除証明を送付することで、現にある制度に基づいて介護保険認定者の負担を大きく軽減することができるわけですが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 上越市によりますと、職権による送付につきましては、障害者手帳の交付者を除外するなど一定の要件で抽出する必要があるということで、その作業を外部に委託しているということになります。

一方、認定書を送付した方のうち、一体何人がこの障害者控除の申告をしているかということについては把握していないということになります。

また、送付する認定書につきましては、当市と同様に障害の種別や程度などが記載されているということでもあります。

そういったしますと、一律に職権によって送付するということは、受け取った方の心情を想像しても、あるいは費用対効果の面でも課題が大きいというふうに認識しております。

市では、要介護認定等の結果通知の裏面にこの障害者控除対象者の認定に関する情報を記載いたしまして、要介護認定を受けた方に個別に通知しております。それとともに、ホームページや市報でも一般に周知をしているということでもあります。

これによりまして、控除を受けたいというふうに考える方は、控除対象認定を申請をいただいているというふうに理解しております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 先ほども言いましたけれども、表現は私、間違っていないと思うんですね、この通知に書かれてある。だけど、この認知症、寝たきりまたは身体障害者に準ずる方っていう表現が、これを読んで介護認定受けてる方の8割が該当するとはなかなか思わないっていうふうに思います。

上越市と認定基準に大きな違いはないわけです。東大和市でその点でいえば、調べてみたら、上越市のように79%ではなくて85%だったとか70%だったとかっていうことはあっても、50%しか該当しないということはありませんっていうぐらい、先ほど認知症の方だけでほぼ5割になるわけですから、実際の申請した数で2%、3%に達しないというのが今の市の現状です。しかも、今回改めて大きな負担軽減になるということも確認できたと思います。

周知の仕方の工夫も含めて、これ、ぜひ御検討いただきたいと思います。これは現存する制度、実際にある制度を活用することで市民の負担を大きく減らすということが出来るわけです。

ぜひ市長、これ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） この制度自体は私どもも認識をしているところでございます。

今議員から御紹介のありました市側から職権での通知に関しましては、これあくまでも当市で調べた状況でございますが、まず26市では実施してございません。また、全国ちょっとホームページ等でもいろいろ調べたんですけど、上越市以外では実施しているようなところはないというふうに、私どもとしては、調査の結果、そういう認識を持っているということでございます。

また、市といたしましても、御本人からの申請を阻害してるということではなく、そういった形で個別にもそれぞれ通知をさせていただいてございますので、そういった方の申請を適切には受けたいというふうには考えております。

そういったことで、現在の状況をこのまま引き続き実施してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 上越市のようにやってくれてというのは、最初に言ったけど、今は聞いてないので。

今の私の質問、聞いていただいていたと思うんですけども、要介護・要支援認定者の2%程度しかこの制度を利用していないけれども、少なくとも5割、8割程度は実際には該当すると思われるわけです。ですから、周知の仕方なども含めて、これは大いにこの制度を活用してもらおうという点で、やはり今の現状は不足があるんじゃないか、もっとやれることがあるんじゃないかっていうふうに私は申し上げてるわけです。

この点について、議長、市長にぜひ御答弁をお願いします。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほどの答弁と重複する点もでございます。全ての自治体をちょっと調べたわけではございませんが……（尾崎利一議員「部長だったらいいです、結構です」と呼ぶ）

○2番（尾崎利一君） それでは、この点については要求しておきます。

次に、5番目、国有地、都有地、市有地の活用の問題、伺います。

資料をいただきました。参議院宿舍跡地または東京街道団地の空き地に特養ホーム100床の整備を見込んでいます。市民の特養ホームへの入所者数についてもいただきました。

平成20年度及び26年度以降30年度までの各年度の市内特養ホームの定員数を教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市内の特別養護老人ホームの各年度の定員数でありますけれども、平成20年度につきましては4施設で326人となっております。平成26年度と、それから平成27年度も同様に4施設326人あります。平成28年度は、10月から、は〜とふるが開設いたしました。この関係で5施設、380人が定員であります。

ただ、は〜とふるにつきましては、介護人材不足の影響を受けまして、実際には4ユニット、すなわち36人の定員のみ稼働している状態でございます。

続きまして、平成29年度と平成30年度につきましても、定員では5施設で380人となっておりますが、先ほど申し上げました、は〜とふるは平成30年の2月に1ユニット稼働を始めまして、5ユニット分、つまり45人定員で稼働しているという状態でございます。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） いただいた資料で、入所者数、それから市内施設への入所者数、市外施設への入所者数っていうのが出てるわけです。それで今定員を伺いました。

市は、2045年までには160床程度整備しないと整備がおくれた地域のままになるということを認めておきながら、現在でも大きな混乱はないから100床程度の整備が適当としています。しかし、現在でも177人の待機者がいる。

この市の資料でも、入所者数の推移を見ると、市内施設がふえれば市内施設入所者の割合が高くなる。できれば近くで、できれば市内施設に入所したいというのが当然の声なわけです。

現在市民の入所者数は416人ですが、第7期介護保険事業計画では、2025年には581人が入所を必要とすることになっていきます。市外からの入所があるっていうことを考慮すれば、200床整備しても不足することになり

ます。国有地、都有地のフル活用を求めておきます。

次に、都有地を活用して認可保育園の分園を整備する、これは私たちも要求してきたところであり、評価します。

いただいた資料では、2020年度の後期をめぐりして開園するという事になってはいますが、現時点での見通しを伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 東京都の水道局用地につきましては、現在調整を進めているところでございまして、現時点では、平成34年度、2022年度の開園を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 当初この2020年度ってなっていたのが2022年度っていうふうになっている理由はどういうことなんでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） こちらは東京都の土地でございますので、東京都の事情によりまして、さまざまなスケジュールが遅延しているというところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 都の事情ということであれば仕方ないと思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、東京街道団地での運動広場ですけれども、砂ぼこりや虫や騒音などの懸念から場所の変更を求めるといふ声もあるって伺ってますが、こうした被害がないようにするといふのは当然だと思ひますけれども、東京都と市の対応を伺ひます。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 東京街道団地での運動広場の東京都と市の対応についてであります。近隣の住民等への環境への配慮をする必要があることから、現在示されております場所において、グラウンドの芝対策における整備の要望をしているところであります。引き続き東京都には要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） やはりこうした整備を行う場合に周辺住民の方の理解を得るといふことも大事なことでありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、運動広場について、サッカーの公式試合ができるような広さを確保するよう市としては主張しているといふことですが、その後、この点で何か動きがあれば教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 運動広場の大きさに関するその後の動きについてであります。サッカーの公式試合ができる広さの確保につきましては、これまでも一貫して東京都へ要望している状況であります。現時点では特に動きはございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 公式試合にたえ得るグラウンドといふのは、これは切実な要求だと思ひますので、頑張っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、向原団地の空き地の活用です。

北側1.89ヘクタールに知的障害特別支援学校を整備するといふ計画は、私が資料要求して初めて公になりました。市が受け入れを表明したといふことは喜ばしいことだと思ひます。

ただ、市は南側の空き地2.8ヘクタールの計画も一緒につくるべきと主張していると思ひます。

実際のところは、北側に知的障害特別支援学校を受け入れるかわりに、南側については戸建て住宅をつくるという従来の計画を残すよう交渉しているということではないのでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 北側の創出用地につきましては、他の議員さんの一般質問で市長から御答弁させていただきましたが、東京都がこれから行う説明会ですけども、説明会の状況を踏まえまして、特別支援学校の建設に向けて、市の要望等も含めまして協議を進めてまいりたいと考えております。

また、南側の創出用地につきましては、この東京都が予定している説明会の終了後に具体的な協議が始まることになると考えているものでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 特別支援学校整備を早期に、できるだけ早期にっていう声は切実だと思います。前、これは東京都に行って伺ったときだと思いますけれども、決めてから7年ぐらいかかるっていうようなお話もちょっと伺ったことがあります。

南側と切り離してでも、速やかに北側の特別支援学校整備を進めるということで市としても進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） このことにつきましても、他の議員さんへの一般質問で市長から御答弁させていただきましたが、東京都による住民説明会の状況を踏まえまして、特別支援学校の建設に支障のないように協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 次に、4つの市営住宅の現状について、他の議員への答弁で、入居している世帯の数とあいてる数ということで御答弁ありましたけれども、敷地面積と空き地になってる面積を伺います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 第一団地の敷地面積でございますが、こちらは約1,995平米、空き地面積につきましては約1,162平米です。同様に、第二団地につきましては敷地面積が約3,094平米、空き地面積が約1,584平米。第三団地は、敷地面積が約2,885平米、そのうち空き地面積は約1,275平米。第四団地は敷地面積が約3,399平米、空き地面積につきましては約2,431平米となっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 住宅マスタープランでは、市営住宅について、現在使用していない用地や整備に伴い創出される用地については、用途廃止の上、有効に活用しますとされていますが、現在この使用していない用地について、今どのようになっているのか伺います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在各団地の敷地内にはお住まいの方もいらっしゃいますので、そういった状況と、市営住宅のあり方も現在検討中というところですので、行政財産一体として管理をし、市長答弁にもございましたとおり、行政財産の使用許可という暫定的な利用をしているのが現状でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は、都営住宅や市営住宅の役割っていうものについて、今でもやはり切実なものがあるというふうに思っていますので、ここは慎重な対応を求めたいと思います。

次に、暫定利用のところですが、市長答弁では、市営住宅についての暫定利用についてだったですかね。ここで暫定利用と言ってるのは市営住宅用地だけではないので、他の議員からもボールで遊べる公園が少ないという話がありました。現に空き地になっている国有地や公有地について暫定的にそうした利用するということは考えられないのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 最初に都有地でございますけれど、向原団地や東京街道団地の創出用地につきましては東京都が民活などを行う計画のある用地でございます、主要目的を持った行政財産でございますので、基本的には暫定利用を認めることはないということでございます。

以上です。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 次に、国有地でございますが、未利用の国有地、普通財産につきましては、暫定活用につきまして、平成23年5月23日付の財第2199号という未利用国有地等の管理処分方針についてという通達によりますが、国が売却等を行うまでの間は国の維持管理費を削減し、資産を有効活用するとの観点から、民間等による利用の促進について積極的に取り組むこととされていますという表記がございます。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 都有地は難しいと。国有地は民間等による利用の促進っていうことがうたわれてるということでした。

私は、武蔵野市が川の土手をコンクリートで、東京都に任せておくと固められてしまうので、そうならないように都に無償管理を申し出て管理している事例、それから立川市が無償管理という形で国有地を野球やサッカーのグラウンドとして無償使用している事例、この場でも紹介してきました。

このような形で、未利用の国有地などを暫定的にでもボールが使えるグラウンドなど、これはボールが使えるグラウンドっていうのは一例ですけども、などとして活用するというのを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現在市におきましては、国有地の利活用について検討しているところであります。利活用について一定の方向性を出すことが優先されると考えておりますことから、暫定利用の考え方につきましては、市の現状を踏まえながら情報収集をしてみたいと考えます。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 情報収集してる間にもう暫定利用できる期間がなくなってしまうということになると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、市有地についてですけども、公有財産規則に基づいてっていうことでした。公有財産規則では、行政財産について、その用途または目的を妨げない限度において使用を許可することができる。国または地方公共団体その他公共的団体において、公用または公共用に供するために使用するとき許可することができる。それから、前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき暫定利用することができる。それから、行政財産の使用許可の期間は1年を超えてはならない。ただ、その他特別の利用があると認めるときはこの限りではない。それから、この使用許可の期間は、これを更新することができるというふうに書かれています。

ですから、1年単位で更新するっていうことも含めて、市の市有地について、こうした形での暫定利用、この公有財産規則を見るとかなり緩い規定になっているっていう感じがするので、市有地の活用、できるんじゃないかと思いますが、この点について伺います。

○総務管財課長（岩本尚史君） こちらの規則につきましては地方自治法に沿ったものでございまして、やはりその前提には行政財産の用途または目的を妨げない限度ということがございますので、そういったことも考えながら、引き続き申請等あった場合に許可等を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) この公有財産規則では、地方公共団体、ですから市も使うことができるんだろうと思うんですよね。ですから、市の施策として、あいている市有地の暫定活用をするということもこの公有財産規則で担保されてるというふうに思いますので、ぜひ貴重な土地の活用、もちろん市営住宅などは住んでる方もいらっしゃるということですから、慎重な対応必要だと思いますけれども、御検討いただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長(押本 修君) 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長(押本 修君) 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

[1 番 森田真一君 登壇]

○1番(森田真一君) 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず大項目の1ですが、図書館事業についてです。

指定管理者制度の導入の検討について、現在の状況を伺います。

開館日等の事業の改善と職員の配置等について伺います。

大項目の2では、教職員の長時間労働の解消について伺います。

働き方改革に関する中央教育審議会の答申が出されました。教職員の働き方改革に対する市の認識と対応について伺います。

大項目の3では、公衆トイレの充実について伺います。

市内の公衆トイレの新設、充実をしてほしいという要望が聞かれます。公衆トイレに対する市の認識、また今後の整備計画について伺います。

大項目の4では、土砂災害対策について伺います。

東京都は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の東大和市内の結果を公表いたしました。警戒区域が55カ所、うち特別警戒区域は51カ所とされています。今後の市の対応について伺います。

大項目の5では、高齢者の就労の安定施策について伺います。

高齢者の就労の安定に資するシルバー人材センターが果たす役割と、市がセンター事業に対して果たすべき役割について伺います。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[1 番 森田真一君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、図書館におけます指定管理者制度導入の検討状況についてであります。桜が丘図書館及び清原図書館につきましては、教育委員会に対し指定管理者制度導入についての検討を依頼しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、開館日等の事業の改善と職員の配置等についてであります。桜が丘図書館及び清原図書館の開館日及び改善に伴う新たな職員の配置等については現在予定しておりません。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、教職員の勤務時間についてであります。これまでも働き方を改善することの重要性から、教職員の事務的補助を行うスクールサポートスタッフを配置するなど取り組みを進めてきたところであります。

今後働き方の改善をさらに推進するため、市の実態を踏まえた改善計画を策定するとともに、その取り組みを着実に進める必要があると考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、公衆トイレの新設などの認識と整備計画についてであります。最近市内の各所にコンビニエンスストアが所在しており、清潔で安全なトイレが完備されていることから、以前より公衆トイレの必要性は低くなってきているものと認識しております。

また、公衆トイレの新設や充実には多額の費用を伴いますことから、現在のところ整備計画はありません。

次に、土砂災害警戒区域等への対応についてであります。東京都では平成31年3月中に警戒区域の指定を予定しております。区域指定後の市の対応としましては、災害情報の収集・伝達、早期の避難・救助を円滑に実施できるよう警戒避難体制を整備するほか、ハザードマップの作成を進めてまいります。

次に、シルバー人材センターが果たす役割などについてであります。シルバー人材センターは、会員の方々の希望に応じて就業の機会の確保と提供をすることにより、会員の方々の収入確保を図ることのほか、高齢者の皆様の持つ能力の積極的な活用により、社会参加の促進及び生きがいづくりに寄与しているものと考えております。

市におきましては、シルバー人材センターの果たす役割を支援するため、事務局職員の人件費等運営費の一部を補助するとともに、業務委託等をしております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、図書館におけます指定管理者制度導入の検討状況につきまして御説明いたします。

平成28年8月10日付で市長から桜が丘図書館と清原図書館に対する指定管理者制度導入の検討につきまして依頼があり、現在中央図書館におきまして検討を進めております。

そのため、図書館では現体制での見直しの可能性について再検討するとともに、あわせて指定管理者制度の導入につきましても並行して検討しているところであります。

検討内容の整理につきましては、今後できるだけ早期にまとめられるよう努めてまいります。

次に、開館日などの事業の改善と職員の配置などにつきましてであります。開館日及び開館時間などの見直しの内容につきましては、図書館協議会からの答申や市民からの御要望、図書館における利用者アンケートなどを参考に、地域の実情に見合った見直しとなるよう検討をしております。この見直しに係る新たな人員や経費の増は伴わないことを前提にしておりますので、図書館全体の人員及び予算の範囲内での見直しが可能かどうかを検討してまいります。

次に、教職員の勤務時間についてであります。平成31年1月、中央教育審議会から学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申されました。

答申では、教職員の働き方改革を進めることでよりわかりやすい授業を行うなど、教育活動を充実させ、これまでの高い成果を維持向上することが目的とされております。

当市におきましても、教職員の働き方を改善することは、当市の教育の質の向上を図る上で重要な課題であると認識しております。

平成30年度には、スクールサポートスタッフの配置、タイムレコーダーの導入、夏季休業期間の学校閉庁日の設定といった取り組みを行ってまいりました。

今後は当市としての働き方の改善に資する計画を取りまとめ、できる取り組みから確実に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、図書館事業について伺います。

昨年の11月に開催された図書館協議会では、昨年の7月以降、3つの改善、これは清原の休館日を週2日から週1日にすること、それから桜が丘図書館の夜間開館を週2日にすること、それから祝日の開館することを最低限の目標として掲げて、これは実現可能か否か試行を行っているということが報告されておりました。

その際に、今年度末か来年度の初めのうちにはまとめを行う必要があるんだということをその際に報告をされていたんですが、現時点ではどういうふうを考えているのかについて伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 図書館では、図書館協議会の答申及びその会議の中で、各館の休館日をずらすことにより効果的な職員の配置が可能になるのではないかという御提案をいただいております。その提案に基づいた検討を現在行っております。

休館日をずらすことは、これまで休館日の火曜日を利用して職員が一堂に会して行っておりました職員会議あるいは他の打ち合わせ、そのほか選書会議などが行えないこととなりますので、職員会議につきましては毎月第3木曜日の午後に、選書会議につきましては各部門ごとに曜日を決めまして開館の時間中に行うことを想定しております。

また、図書館では、窓口業務以外にも、児童サービスですとかリクエストサービス、発注業務などバックヤードの業務が非常に多くありますので、こうした図書館全体の業務につきましても、年間を通して支障なく遂行できるかどうか、こちらについても変更を想定した実務を実際に行いながら検討を引き続き進めているという状況です。

各担当者からの報告につきましては今後となりますが、年度が変わりますと人事異動等がありますことから、今年度中に課題等の整理を行いまして、できるだけ早い時期に図書館としての考えをまとめていきたいと考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 報告を見る限り、非常に御苦労されながらやられているということで、ありがたいと思っております。

一方で、直営と指定管理者制度の導入、両方並行して検討していくんだということがありました。この指定管理者制度を導入しても経費削減のメリットはほとんどなく、新たな財源を伴わずサービスの拡充をする手段として検討されているということです。29年度の決算の説明もこの協議会では同時に行われていたんですが、嘱託員1名を確保できず、不用額264万5,000円が生じたとありました。

市が毎年の職員配置や有資格者の確保に煩わされなければならないと思われるというところはもうよくわかるんです

けれども、制度導入の最大のメリットは、経費削減よりも、人員確保を業者に任せられることのほうが大きいとしています。

なぜ民間事業所のほうが市よりもこの人材確保に長けていると考えているのか教えてください。

○中央図書館長（當摩 弘君） 指定管理者制度の導入につきましては、繰り返しになりますが、財源の増を伴わずに、開館日及び開館時間等のサービスの拡充ができるということが最大のメリットであると考えております。

しかし、そのほかにも民間のノウハウを活用できる可能性があることですか、正規職員を引き上げ他の部署へ回せることなどのメリットもあり、また職員の配置につきましても、サービスの拡充以外のメリットの一つの例ということで考えており、人事政策のためだけに指定管理者制度を導入するという考えは持っておりません。

あと、民間事業所の方のほうが市の人材確保よりも長けているのではないかという点についてであります、労働者御自身の考えにもよると思いますが、一概にどちらが長けているというようなことは非常に判断が難しいものと考えております。

確認したわけではありませんが、企業ごとに昇給規定ですとか福利厚生、多様な勤務体系、採用方法などが定められてると思いますので、それぞれの条件に合った内容で雇用契約が結ばれているものと考えております。以上です。

○1番（森田真一君） 強いて言えば、現に他の自治体でもやっているから回ってるんだらうということでお考えになってるのかなというふうに伺っていて思いました。

さらに伺いますが、東久留米市での導入の事例を調査をされて、導入当初の経費削減は期待した効果が得られず、主に業務の効率性の向上を期待するとあります。

ここで言う効率性とはどのようなことを指しているのか、どのようなことが期待できると見ているのでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 効率性という視点で見えますと、主なものといたしましては、職員の手配などを含めた施設の管理運営を任せられることができると、そのことにあると考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 契約で人の手配の心配が要らなくなる、有資格者は何人と定めることで確保できると。そうすると中央館でも楽になるのではないかというようなことが記録の中にはありました。

専門誌などでの報告によりますと、東久留米市の指定管理者制度導入後の年間の離職率は44%に上ると報じています。だんだん落ちついているので運営には支障がないというふうにこの会議の中では報告をされておりましたが、職員がおよそ2人に1人、1年間の間にやめていけば、仕事の引き継ぎさえまならないのではないのでしょうか。

実際どんな声が出てくるのかなと思ひまして、私、調べてみたんですが、いろいろ求人求職サイトなんかがある中で、この会社に行ったら仕事の内容こうだったなんていう登録された方の口コミ情報みたいのが幾つか出てくるんですね。

この東久留米市で指定管理とってる会社のところを見ますと、例えばこんな記述がありました。

図書館員、パート・アルバイト、30代女性、退職済みの方。自治体から指定管理者を委託されているので、更新されるよういつもぴりぴりしている感じでとても職場の雰囲気がよくない。管理職からしていじめ、パワ

ハラが横行している。図書館員らしくレファレンスの技術が振るえるわけでもなく、日々本の貸し借り、整理だけに終わってしまい、やりがいもなく、本当に図書館の仕事をしたいのであればここに就職するべきではありませんという方。また、接客、正社員、40代の女性の方、これはまだ今働いていらっしゃる方ですね。力仕事が多くなると、狭い作業場で汗だくで作業が多い。人数も限られているので、突然の休みなど取れないことが多いと、こういう感想がありました。

あくまでも個人の感想ではありますが、こういった声っていうのは指定管理者制度を導入されている館なんかでは非常に多く聞く事例なんじゃないかなと思いました。非常にモチベーションが下がって離職率が高くなると、当然のことながら、集団的な技術の蓄積や継承ができなくなってくると、こういうデメリットがやはりここでも見られているのではないかなというふうに思います。

次、伺いますが、指定管理者が人を集められなければ業務を投げ出してしまうのではないかと委員からの疑問に対して、制度を導入している自治体では、指定管理者が人を集められないときは自治体が代替職員を手当する条例になっているので、その心配はないと答えられていました。

29年度は、市が直接雇用しようとしても採用はできなかったのに、受託額の件数費相当分から企業の利益分を引かなければ事業が成り立たないような民間事業者が、利益を度外視して市よりも有利な採用条件を示して、つまりコストをふやしてまで人集めをするとは到底思えません。

市が毎年人集めに悩まされることが避けられるので、指定管理者制度を導入すればメリットがあるとおっしゃいながら、なぜ指定管理者が人集めできなかったときに市がその尻拭いをするようなたてつけの条例まで考えられているのか。業者が人集めできないときに、なぜ市が代替人員の確保が可能になるのか。

それならば、初めから直接雇用で、条件の改善もして人員確保すればよいのではないのでしょうか。市の説明は全く矛盾しているのではないかと私はこの記録読んで思いました。

一昨年の2月になりますが、衆議院の総務委員会で我が党の田村貴昭衆議院議員が質問に立ち、このときに総務大臣も、図書館に指定管理者制度の導入はなじまないとして、トップランナー方式で地方交付税の算定には影響させないと答弁をされておりました。自治体の財政上としてもメリットがないということになります。

一度は導入したものの、直営に戻した館も全国では15館もあるとされております。これは日本図書館協会の調べによるものです。

市は、導入の検討を断念すべきではないかというふうに思いますが、最後に市の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○社会教育部長（小俣 学君） まず、条例の件についてでありますけれども、仮に指定管理者制度を導入したときに、その後、指定管理者のほうで職員の手配ができずに運営ができない、そういう状況が出た場合、また災害などで何らかの理由で指定管理者による運営が困難となり、指定を解除しなくてはならなくなった場合に備え、市がかかわって図書館を運営できるよう条例に盛り込んでおくことが一般的に行われているものでありまして、私どもとしては矛盾しているとは考えておりません。

指定管理者を選定する際には、あらかじめ運営実績などの確認を行いますので、事業者選定後に人員の確保ができず、運営が困難になるようなことは本当にまれなケースであるというふうに考えてございます。

また、直営に戻す図書館が15館あるというような一方で、総務省の調査では、全国の市町村における指定管理者制度の導入率、こちら平成28年3月では14.7%でありました。その後、平成30年3月、2年後になりますが、その公表では17.4%ということになっておりまして、全体としては増加をしていることも事実であります。

直営のままでも他市並みの開館日及び開館時間にまで拡大できるのであれば、それにこしたことはないと考えますけれども、教育長答弁にもありましたとおり、今回の見直しでは新たな人員や経費の増は伴わないということが前提となっております。

そのため、現在図書館で行っております検討結果等によりまして、教育委員会としての結論を出したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） 先ほど、民間事業者がもし人が集められないと、市がかわって人を宛てがう、これは矛盾じゃないかっていうふうに申しました。

私、矛盾だと思ってますけれども、ただし図書館というのはやっぱり公的な責任があって、事業を常に継続してなきゃいけないと、こういう大前提がありますので、それをきちんと担保するっていう意味で、市が最終的にそこで責任を負うっていうことそのものは、むしろ私たちが要求をしてる立場でありますので、それはぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。

昨年の末に、練馬区で計画されている図書館への指定管理者制度の導入をめぐる、指定管理者が数年置きに運営事業者が変われば専門的な運営技術が受け継がれずサービス低下につながりかねないとして、非正規職員の図書館員たちがストライキの準備をされたということで、区と交渉を行って結局ストライキは回避はできたけれども、大変大きな話題になりました。

計画的な専門職の採用が行われず、数年ごとに他の部署への異動が繰り返され、司書は減り、組織的な技術の伝承にも支障を来すおそれがあるような市の人事政策や、またさらには、今後は1年刻みの雇用にするとされている会計年度任用職員制度の導入など、国の自治体政策の所与のものとして図書館職員の多くが不安定な身分に置かれて苦しんでいる、こういう非正規職員の処遇改善の課題はそのまま、指定管理者制度の導入しか解決方法がないっていう結論だけが示されても、関係者としては納得がいかないのではないかと私は考えます。

私、この練馬の図書館ですとか東久留米の図書館、自分が青年時代や子供のときによく使った図書館でありましたので、つい思い入れがあっていろいろ言いましたけれども、この問題は、日ごろ利用者の目につかないところでも努力されている職員さんをきちんと処遇していくっていう、そういう課題にもぜひ応えていただきたいという思いからお話しさせていただいたものであります。

また、この職員の身分だけに限らず、図書館の本来果たすべき役割ということでいいますと、先日も図書館ボランティアされてる方からお話を聞かせていただいたんですけども、例えば指定管理導入されることになると、どうしても、どこの導入館でもそうですけれども、例えば地域の重要な活動の資料ですとかがきちんと蔵書できなくなったりだとか、また図書館ボランティアでいろいろ参加されてる、読み聞かせボランティアですとか、こういったような活動に対しても疎遠な関係になったりだとか、そういうようなことっていうのはままあるので、非常に心配をされてるっていうこともお話しをさせていただきましたので、これもつけ加えておきたいと

いうふうに思います。

図書館などの社会教育施設の指定管理者制度の導入の検討について中止を求め、この質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、教職員の長時間労働の解消について伺います。

31年1月に中央教育審議会が教職員の働き方改革に関する答申を示しました。長時間勤務による教職員の疲弊が子供のためにもならず過労死を引き起こしている実態を決してあってはならないとしていることは大変重要なことです。

一方で、教職員の定額働かせ放題の温床になってると言われている公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、略称給特法とよく呼ばれていますけど、この改正には今回至らず、公立学校の教師の勤務時間の条件に関するガイドラインによる運用で抑制を図っていくとしたことは不十分さを残し、今後の課題となっているのではないかなというふうに思います。

さらに、このガイドライン自体にも積極面とともに大きな問題も含まれているかと思えます。

勤務時間の管理の責任の所在を校長や教育委員会にあるとして、タイムカード等による客観的な方法による把握を義務づけた点は進歩と言えますが、勤務時間の上限を過労死ラインぎりぎりの月80時間や月100時間としたことは、多忙化の解消や過労死の撲滅という目的から大きく遠ざかったものになったのではないかなというふうにも思われます。

この弱点を克服して、真の働き方改革を実現するために必要とされることについて幾つかお伺いしたいというふうに思います。

初めに、今の当市の小中学校での教職員の働き方の実態について伺います。

先日、教職員組合の皆さんからも率直な御意見を伺う機会がありました。この数年の間でも、過重な労働の中で働く教職員が在職中に突然倒れたり、突然死をされた例が複数あったと聞いています。市教委ではそのような事例をどのように把握されているのでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 過去5年間におきましては、2名の教員が在職中にお亡くなりになっていると把握しております。

また、倒れた方につきましても、その具体的症状についてはさまざまではありますが、複数いるものと認識しております。

以上です。

○**1番（森田真一君）** この教職員組合が行ったアンケートがあるんですが、体調に関して聞いたところ、体が持たないのではないかと不安と答えた教職員が全体の78%、20代でも66%あったとありました。これで子供たちにしっかりと向き合って生き生きとした教員生活を送ることができるのだろうか非常に不安に思いました。

次に伺いますが、昨年ある学校の卒業式では、担任の先生が学期途中で亡くなり、同僚の先生が遺影を持って参加されていた姿をお見かけしました。また、別の学校では、真夏のプール指導に当たっていた先生がその直後に亡くなり、別の学校でも先生が倒れて一命を取りとめたという例があったと聞きました。

教職員の固有の労働慣行のために、直接的に業務との因果関係を見出すことは難しいのかとは思いますが、全体として健康管理が困難な職場環境があるということは否めないものかと思えます。

この間、学校での勤務状況の改善のため、学校衛生運営委員会が開催されていますが、この中で小中学校の教職員の勤務時間の把握をする資料が作成されているかと思えます。超過勤務の実態把握はどのような方法で

行われ、結果はどうだったのでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 教員の勤務時間につきまして、平成30年5月に本格稼働をいたしましたタイムカードの記録により把握をしてございます。

また、結果でありますけれども、30年5月から11月のこの集計におきましては、月当たりの時間外勤務の平均値として小学校が38.8時間、中学校が43.7時間となっております。

以上です。

○**1番（森田真一君）** この教職員組合のアンケートの中では出退勤時間についても触れています。開始30分前の出勤は小学校で62%、中学校では71%、また19時以降の退勤は小学校では37%、中学校では43%となりました。一日の在校時間は大体11時間から12時間ということになります。一日12日間労働は、月に換算すると80時間の過労死ラインを超えるということになりますから、非常に厳しい環境なんだなということは、今御説明いただいたこととあわせて受けとめているところであります。

この委員会の資料も見せていただきました。昨年5月から7月期の集計について見たんですけども、月80時間以上の超過勤務を行っている教職員が小学校で9.3%、11人に1人、中学校では23.4%、4人に1人とありました。急速な改善が求められているということはこの数字からも明らかかと思えます。

市教委も先日、東大和市における働き方改革推進プラン案をお示しになられたということを伺っておりますが、これどういう内容になってますでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 現在策定中であります本市における働き方を改善するための計画の内容につきましては、目的、目標とあわせまして、改善に向けた5つの取り組みの方向性、そしてその各方向性に応じた個別の改善事項を示しております。

以上です。

○**1番（森田真一君）** このプランの目標のところには、時間外労働が月80時間を超える教職員ゼロと掲げられていましたが、ガイドラインでも、連続した複数の月の超過勤務時間を月80時間まで、かつ年間720時間までとしています。これを根拠にされてるのでしょうか。また、月が連続していなければ、月100時間が上限となっており、隔月で年に7カ月も月100時間の超過勤務をすることを妨げないものとなるかと思えます。

これとの関係では、プランで示してる80時間の上限の関係とはどういうふうになるか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 本市といたしましては、過労死ライン相当といわゆる示されている月当たりの時間外勤務が80時間を超える教員をゼロにするということを当面の最低限の目標として検討しているものでございます。

したがって、この目標値の設定をもって、国の勤務時間の上限に関するガイドラインに示された特例的な扱いを安易に推奨することにつながるものではないものと認識をしてございます。

以上です。

○**1番（森田真一君）** ここのところは多くの先生方が非常に気にされてたところなんで、今抑制する方向でやっていくんだ、取り扱っていくんだというふうにお答えいただいたことは大変重要だというふうに思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

教職員がこれほどまで超過勤務を行わなければならない主な要因は何があるのでしょうか。答申ではどのように分析しているのか、また市教委では答申で挙げたものを以外に何か要因と考えていることがありませんか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 中央教育審議会答申の内容、また本市として考えられる長時間勤務の要因といたしまして、若手教員の増加、総授業時数の増加、中学校における部活動の指導時間の増加を初め、学校に対する過度な期待や依存、学校及び教員が担うべき業務範囲の拡大、学校行事の重点化や精選が学校内で進んでいないこと、教員の勤務時間を管理するという意識が希薄であること、複雑化してきた児童・生徒の生活指導上の課題や問題行動とあわせて、価値観の多様化した保護者や地域への丁寧な働きかけや対応の必要性などの点が挙げられます。

以上です。

○**1番（森田真一君）** 若手の先生なんかの例で言いますと、新卒の方なんかはレポートを出されるということがありますけれども、これも必要な指導、先輩である先生方からされるのは大事なことはあるんですけども、ともすると、4回も5回も出し直させられたりとか、子供に本来向き合う時間を確保するべきなのに机に向き合ってるみたいなの、上司に向き合ってるみたいなの、こういうような関係になるのも困るところあるんですなというお話を聞きました。

また、養護教諭の先生方からは、不登校など子供の対応だけではなく、最近では親の例えばリストカットですとか、こういった家族の問題なんかにも対応しなければならないということで非常に多忙を極めているんだというようなことも伺いました。

現場からは、最も効果的な対策は、正規の教職員を大幅に増員して、1人当たりの授業の1日当たりのこま数を現在の6こまから減らして、例えば5こまなり4こまなりへとしていただきたいと、こういうお話がありました。

あわせて、現在は小学校1・2年生、中学校1年生で実施をされている35人学級、これについても拡充してほしいということが挙げられていました。

この点では、市教委はどのように考えられているかお伺いします。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 教育委員会といたしましても、働き方の改善を進める上で、人員整備の充実というのは有効な手だての一つであるというふうに認識をしております。

そこで、国及び東京都が行っている35人学級の拡充など、教育委員会といたしましても教育長会を通じて要望をしているところでございます。

以上です。

○**1番（森田真一君）** 当座の緊急的な対応として、この間ティームティーチャーやスクールサポートスタッフなどの人的支援が行われています。現場の先生方からも大変助かっているというお話を伺いました。

そして、今後その定数化、正規化で安定した配置が求められるということもお話をされてきました。カウンセラーの方なんか週1回から2回いらっしゃるけども、本当であれば、週5日、学校あいてるときには常にいらっしゃるようにしていただけると本当はいいんだってというようなこともおっしゃってございました。

この点では、市教委はどのように考えているかということをお伺いします。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 本市独自の人員配置につきましてですが、それぞれの目的に応じた成果と課題の検証に毎年度努め、その必要性や規模などに応じて年度ごとに計画をし、今後も実施をまいります。

以上です。

○**1番（森田真一君）** 負担軽減の要望では、特に部活については多くありました。ある中学校では、校長先生の一声で全教員は顧問にとされ、本来であれば任意のはずの活動が事実上職務命令になっているケース、また

部活動が18時半に終わり、後始末をすると学校を出るのはもう19時半になると、こういうようなことが当たり前になってるといふ実態も聞かれています。

答申では、これまで何でも教職員に集中してきたことを、教職員が集中すべき主要な業務と学校、教育委員会との役割分担で教職員の負担軽減を図るべき業務、また保護者や地域が主体となって担うべき業務などと仕分けをして、それぞれ担い手をふやしていくべき事柄を具体的に例示もされています。市教委では当面どのようなことから見直しを進めていけると考えているか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 新しい学習指導要領におきましては、社会に開かれた教育課程の理念のもと、学校、家庭、地域による協働性がうたわれております。

当市におきましても、スクールサポートスタッフの全校配置とともに、コミュニティ・スクールの推進とその指定校の拡大、各学校における学校運営連絡協議会での協議等を通して、学校と家庭、地域との協働により教員の働き方の改善を図ってまいります。

以上です。

○**1番（森田真一君）** この部活のところ、特に運動部なんかそうなんですけども、昨年スポーツ庁がこの運動部の活動に関するガイドライン出されていて、これが大変力になるんじゃないかということも言われておりますので、業務削減にぜひ活用していただければということも申し添えておきます。

また、答申では、さまざまな報告書やアンケートなど、不要不急または重複する内容が多い事務の内容の見直しや、また民間団体のアンケートや作文、標語募集など、直接教育目的に関係しない業務、運動会などで保護者等を意識した過剰な取り組み、職場体験など事前の調整に過度に手間がかかるもの、研究指定校やモデル校など一部に画一化・形骸化した取り組みになっているものなど、思い切って見直しを行うことなども示しています。これらの類いで市教委で見直しが当座できそうかどうかはありますか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 当市の働き方の改善に向けましては、教育委員会業務の改善も必要であるというふうに認識しております。各種会議、行事、研修あるいは調査などについて、その内容や回数を見直し、精選、縮減を図っているところでございます。

以上です。

○**1番（森田真一君）** これは聞き取りの中では、校長会がいじめのアンケートをとられて、それを受けてまた教育委員会から同様なアンケートを送るなど、必要なんだけど重複する内容があって、そういったことなんかもぜひ整理していただきたいというような、性質が違うからやむを得ない部分あるんですけども、それも理解した上で内容的な改善を図っていただければということでお話がありましたので、報告をしておきます。

それから、次ですが、全国学力テストも、本来は必要がない独自採点や過去問題対策など、自治体間競争が先に立ち、教育効果に疑問がある取り組みが負担になっている等も聞きます。当市ではどのようになっているか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 学力テストにつきましては、この事業本来の目的であります学校における授業改善や市の施策の改善等に生かしております。

以上です。

○**1番（森田真一君）** 勤務時間に関するガイドラインでは、授業時数確保のために、標準時数を大きく上回った授業時数が時間外勤務の増加につながらないようにと求めています。

昨今、小学校の英語教育、プログラミング教育、またオリンピックの機運醸成など、子供の発達上の必要性

というよりも、外部からの世間的な要請といたらいいでしょうか、こういったことから授業数等や行事がふえる傾向があるようにも見受けられますが、当市ではどのようになっていますでしょうか。

- 学校教育部参事（佐藤洋土君）** 新学習指導要領の実施に伴い、小学校の中学年と高学年において年間授業時数がこれまでよりも増加することとなります。各学校では、その対応として行事等の見直しを進めるなどして、児童・生徒、また教員の負担軽減に努めてございます。

標準授業時数を上回る時数確保についてであります。当市におきましては国の定める時数を最低30時間以上超える年間指導計画の作成を学校に求めています。これは、台風あるいは大雪の影響による休校、インフルエンザ等感染症による学級閉鎖等に対応できるようにするためのものであります。

なお、平成31年度におきましては、必要以上の授業時数確保の抑制の観点から、これまで最低30時間以上としていたものを30時間程度と改善をし、学校の裁量を大きくしたところでございます。

以上です。

- 1番（森田真一君）** 中学生、また小学校高学年で授業時数がふえているというところでは、今現行、1日6こま授業を持っているけれども、それが今でも負担なんだということで、4こまに減らしてほしいという要望がありつつも、実際には7こま目が生じそうで非常に不安だ、打ち合わせもできるんだらうかというようなお話もありました。

ここは全体のところで、今の御説明では後半のところになりますけれども、可能な限り省略できるものは省略していただくということでぜひお願いしたいと思いますが、なくすところっていうのは、基本的には詰め込みをするんじゃないなくて、歩掛で不慮の授業ができないようなところに配慮するっていうことで承っていきたいというふうに思いました。

それから、次ですが、ガイドラインでは、退庁から次の登庁まで一定の時間を確保すること、インターバル規制ですね、これを求めています。時間の基準が具体的には示されていません。市教委ではどのようにあるべきかと考えているのでしょうか。

- 学校教育部参事（佐藤洋土君）** 退勤から出勤までの一定の時間確保はワーク・ライフ・バランスの観点からも必要なものと認識をしておりますが、その時間設定につきましては、学校、また教員、そして業務の閑散等の影響により多様であることが想定されますことから、現時点におきましては一律に規定することの難しさがあるというふうに捉えております。

以上です。

- 1番（森田真一君）** これは別に教員に限らず、インターバル規制、昨年の働き方改革でも大きく問題になりましたけれども、ある意味一律的な線引きをやって規制をかけていかないと、個別に任せるとなかなか管理できない厳しさもあるのではないかなど。少なくとも体を十分休めるだけの時間は確保していただきたいということだけは申し添えておきたいと思えます。

それでは、次、伺いますが、このガイドラインでは、上限時間の規制逃れとなるような持ち帰り残業、また虚偽の記録を残すようなことは厳に避けることとっております。これは例外なくということよろしいでしょうか。

- 学校教育部参事（佐藤洋土君）** 教育委員会におきましても、上限規制逃れそのものを目的とした持ち帰り残業や虚偽の記録の作成は適切ではないというふうに認識をしております。校長会等においてもその共通理解を図っております。

以上です。

○1番（森田真一君） また、ガイドラインでは、上限時間規制はここまでやらせてよいということではなく、他の方策とあわせて勤務時間の削減を行うべきものであると言っています。市のプランもこの考え方に立っていると理解してよろしいでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 当市の働き方の改善に向けた取り組みにつきましても、答申及びガイドラインと同様の認識でございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 文科省は、1年単位の変形労働時間制の導入も今検討しているとされています。これは言うまでもなく、全体の労働時間は変わることなく、1年間の繁忙期と閑散期とで計算をしてならば、繁忙期にどれだけ長時間働かせても問題がないということになります。これによって上限時間の規制が事実上反故にされてしまうのではないかとということが危惧されますが、市教委では導入についてはどのように考えているのでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 変形労働時間制の導入についてであります。東京都及び他地区の情報収集に努め、本市における働き方の改善に寄与するものかどうか見きわめてまいりたいと思います。

以上です。

○1番（森田真一君） 変形労働時間制の議論では、学校には1年間の間に閑散期がある、繁忙期があると、忙しいときと全然忙しくないときがあるんだという前提で議論をされておりますけれども、実際にどうなのかということを見てみますと、これは学校衛生運営委員会の資料でも示されておりますけれども、夏休みの8月でも小中学校では通常どおり出勤をし、平均で言えば10時間から20時間前後、中学校では、部活のためかもしれませんけども、最大で80時間から90時間近い超過勤務をされてるケースさえ生じているという実態がわかりました。

現状を無視したこうした議論は、教職員の働き方改革を骨抜きにして、再び定額働かせ放題にさせようとするものにほかならず、働き方改革にも逆行するものだと考え、反対をします。

日本共産党は昨年11月に、教職員をふやし異常な長時間労働の是正をという、教職員の働き方改革に関する提言を発表いたしました。困難事例も多くなっている学校現場で教職員が子供たちにしっかりと向き合える状況をつくることを求めています。35人学級を拡充し、1日の授業数を現在の6こまから4こまにすることで、授業準備等にもじっくりと時間を割けるようにすることが現場の願いであることも紹介をしています。そのためには、教職員の配置基準を見直して人数を抜本的にふやすことが求められます。

国は、もともと教員1人当たりの標準時間数を週6日で24こま、つまり1日4こまに抑える必要があるともとはしていました。ところが、1990年代からこの原則を投げ捨てています。このことが今日の教職員の疲弊を生み出した原因となっています。

現状での変形労働時間制の導入に反対をし、抜本的な見直しを国や東京都に対して強く働きかけていただくとともに、市教委や学校の判断ですぐにできる対策を進めていただくよう求めて、この質問を終わります。ありがとうございました。

続きまして、大項目の3の公衆トイレの充実について伺います。

既にお気づきのように、このトイレの質問については、さきに上林議員が公園のトイレの問題について触れさせていただいておりますが、私はこの設問をしたのは、公園のトイレは、基本的には公園の附帯設備を整備

するというような観点を中心に質問をすることでありましたので、私のほうではそれ以外のトイレのことを念頭に置いて質問をさせていただこうと思っております。

それで、まず初めに、一つは、ごめんなさい、これ具体的にちょっとトイレどこについてということでお話しさせていただきますけども、一つは、住民の皆さんからトイレの新設の要望を2カ所伺っております。この一つは、空堀川沿いにある管理用の通路のいずれかに公衆トイレが欲しいというものです。

空堀川の清掃ボランティアなどもされている団体からは、清掃作業のたびに第四小学校のトイレを借りなければならない、散歩を楽しまれてる方も多いのに、川沿いには公衆トイレが全く用意されていないので、上砂一の橋付近に設置をしてほしいという要望を持っているということでした。

2つ目には、市役所北側玄関付近に公衆トイレが欲しいというものです。

市役所前のちょこバスの停留所が南側から北側に移ったため、乗りかえ時にトイレを利用したくなった際に、それまでのように図書館や公民館のトイレを利用してたのが、動線が長くなり過ぎて、乗りかえの時間の短縮ということもありまして、トイレを利用して帰ってきたときには乗り継ぎのバスは出発してしまうと、こういうようなことでは困るのでぜひ近くにトイレをつくってほしいと、こういうような要望であります。

これに沿ってちょっとお伺いしたいと思うんですけども、初めに、市の公衆トイレについての認識を伺いたいと思うんですが、その目的や、また法的な位置づけについてはどのようになってるのか教えてください。

○環境部長（松本幹男君） 今話がありました空堀川沿いの管理用通路のトイレの設置というのが一点ございましたが、空堀川の管理用通路、こちらにつきましては東京都のほうで河川の管理を主たる目的として設置しておりますので、こちらのほうへ公衆トイレを設置するというのは管理上支障となる工作物の設置になりますので、これについては難しいということで東京都からお答えのほういただいております。

また、公衆トイレでございますが、その目的につきましては、公衆衛生の保持、こちらのほうを掲げておるところでございます。

法的な根拠というところで、大きいところで取り上げさせていただきますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こちらの規定の中で、市町村は必要と認める場所に公衆便所または公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならないという規定がございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 私もこういう法律があるっていうのは知らなかったものですから、教えていただいて初めて気がついたんですけども、読みましたら、確かに今おっしゃったとおり、市町村は必要と認められる場所に公衆便所、飛びますけども、を衛生的に維持管理しなければならないと、できる規定じゃなくて、しなければならない規定になっているんですね。これ大変正直言って驚きました。

ほかの自治体は一体こういうのをどうしてるのかと思って、ちょっと幾つか見てみたんです。

そうしますと、例えば千代田区などでは、公衆トイレのあり方についての提言というのをまとめて、公衆トイレと公園トイレの担うべき役割も明確化をし、公衆トイレは公園トイレとは別に、楽に歩ける距離、半径250メートル以内にトイレがあるかどうかというのを目安に設置の場所を今見直しているということでもあります。

また、板橋区は、公衆トイレを条例上で位置づけて、ファシリティマネジメントの一環として公園・公衆トイレの適正配置・改修計画を3年前にまとめたということで、向こう10年の整備計画にバリアフリー化や、また災害時の帰宅困難者の支援と位置づけて公衆トイレの整備の重要性を示しました。こういったことが私たち

のまちでもやっぱり求められるのかなというふうに思います。

次を伺いますが、今例示しました上砂一の橋から付近の2つのコンビニがあるんですけども、いずれも片道500メートル以上離れています。トイレに行きたくなったときに、これだけ離れたところに行くのは実は大変なことではないかと想像いたします。また、市役所の北側玄関前の停留所から公民館または北側にありますコンビニに行くにしても片道200メートルは離れています。高齢者の足で行って、用を済ませて帰ってくるということになりますと、用足しも含めて相当な時間がかかり、十数分で乗りかえ、あそこはできるように今しておりますけれども、乗りかえに間に合わせるというのが非常に苦勞されるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 上砂一の橋からの場合でございますが、近隣に高木こども広場がございますので、そちらのトイレを御利用いただければと考えております。

公衆トイレでございますが、不審者の問題、それから清潔な維持管理の必要性、また新設には多額の費用がかかる等の課題が多いことから、年数回実施していただいております空堀川のボランティア清掃の際には、第四小学校のトイレを使わせていただけるよう私どもで手配するとともに、高木こども広場のトイレがあること、またコンビニエンスストアのトイレも利用させていただける環境もございますことから、それらを利用いただければと考えております。

以上でございます。

○総務管財課長（岩本尚史君） 市役所本庁舎の対応についてでございますが、市役所が閉庁している場合は、近くの中央公民館と中央図書館のトイレの御利用をお願いをしております。

また、それに寄りがないとき、また市役所の駐車場を行事等のバスの発着に使うような際には、事前に連絡をいただく中で、臨時に会議棟のトイレを開放するなど御利用いただいております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今とりあえず市役所のほうからいきますけども、平日の日中に庁舎があいてるときにトイレ入るとするのは、これ当然普通に行われることなんで何の問題もないんですけど、閉まってる時ですとなかなかそうはいかないわけですね。

先ほど言ったとおり、かなり回り込んで行かなきゃいけないということもあり、また今会議棟等々あけていただけるというようなことでいいですと、これちょっと事例になってしまいますけれども、実は今年の秋に、障害者団体の方々が年1回のバス旅行をやる際に、夕方帰ってきて、たまたま5時過ぎちゃったもんですから、庁舎のトイレ使わせてほしいということをお願いをして、事前にもお願いをしてあったんですが、当日夕方トイレに駆け込んだら、いや入れません、もう庁舎閉まっちゃいましたということで利用を拒絶されて、公民館、図書館のほうまで頑張って走っていったんだけど、残念ながら間に合わなかったということで、せっかくの旅が台なしになってしまったと、こんな事例がありまして、一つのエピソードではあるんですけども、やっぱりトイレのことというのは人権と深く結びついてるってことはよく皆さんも口にされるわけでありまして、まさにそういうふうになったときに、改めて近くにすぐ入れるトイレが必要っていうことはあるのかなというふうに思っております。

ちなみに、平成18年に東京都がまとめた福祉のまちづくり推進協議会、生活者の視点に立ったトイレ整備の指針っていうのが出されているんですけども、このトイレの適正な配置は400メートルから500メートルとなっているため、避難ルートや散策ルートなどから250メートル以内、半径でいうと500メートルということですね、

に設置されている公衆トイレがいろんなところに必要なんだっていうふうに、こういうふうに言っています。

全部はいきなり実現できるということではないですけども、考え方、特に高齢者や障害者の方が多いようなまちなんかではこういう配慮が必要なんだと示されているということも、この際紹介しておきたいというふうに思います。

次、伺いますが、公共施設等総合管理計画は、公園内トイレの欄では、新設、増設、改築を行う際には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に則した東大和市都市公園の移動等円滑化の基準に関する条例に基づき対応しますと書かれていました。

都市公園ではこれをいつまで行うことになっているのか、またこれは公衆トイレでも同様の考え方なのかということをお伺いします。

○環境課長（宮鍋和志君） 公共施設等総合管理計画では、新設、増築、改築を行う際には、高齢者や障害者等が移動しやすいよう配慮した基準を定めております高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、こちらに即した市条例に対応したものにしていこうという意味でございまして、公園内トイレの新設等を具体的に計画したものではありません。

また、東大和市都市公園の移動等円滑化の基準に関する条例、こちらは都市公園の新設、増築、改築を行う場合の基準を定めているものでございます。

公衆トイレにつきましては、市条例の趣旨は十分尊重すべきと考えますが、設置する場所の条件等が公園トイレと異なることから、この条例が直接提供されるものではないと認識しております。

なお、公衆トイレにつきましては、東大和市公共施設等総合管理計画第15項の駅前広場の項におきまして、公衆便所については今後とも中長期的な利用を想定し、日常の維持管理を適切に実施するとともに、計画的な大規模修繕を実施しますと、このように記述してございます。

以上です。

○1番（森田真一君） トイレを洋式化してほしいとか、数をふやしてほしいとか、こういう要求、これまでも何度も議会でいろんな方が取り上げられて、こういう要求があるっていうことはよく御理解いただいているというふうに思うんですけども、問題は、お金もかかることなんで、いつまでにどれぐらいやるのかっていうことが問われてくるのかと思います。

国は、平成23年のこの移動等円滑化の促進に関する基本方針、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の第1項による基本方針におきまして、便所の設置された都市公園の約45%について、平成32年度までに移動等円滑化を実施するという目標値を示しています。実施しなければならないとはなっていませんが、これはこの年号からわかるとおり、東京五輪までに半分はバリアフリー化をする必要があるのではないかと、あるとしていることから、単純に理念を示したものではないということはそこからわかるのではないかとというふうに思いますが、これはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今議員のほうから紹介がございました、途中で改正がございまして45%を目標とするというところでございますが、これについてもこちらでも把握はしておるところでございますが、今後公園内のトイレ、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように改築ですとか増築、こういったものをしていく中で、あわせた形で高齢者等の移動等の円滑化に向けた形のトイレが設置されるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） オリンピック・パラリンピックを通じて、障害のある方、また同様の方が便利に暮らしをしていく、暮らしをグレードアップしていくっていうことは今切実な要求だになっていうふうに思いますし、そういう目標を持って私たちも取り組んでいかなきゃならないのではないかなというふうに思います。

私的な話になるんですが、実は最近、私の周りではオストメイトになる方が非常に多いものですから、日ごろおつき合いのある方は、あの人も、この人も、直腸がんとかいろいろなって、オストメイトを今やってるんですっていう方が非常にふえています。議会でも以前そういうことを経験されたなんか方もいらっしゃるというふうに伺っておるんですけども、そういうような方でも安心して外出できるようなトイレづくりにぜひ努めていただければというふうに思ひまして、お願いをして、この項は終わらせていただきます。

それでは、続きまして、4番目の土砂災害対策についてです。

これ、先ほど市長からもお話がありまして、ぜひ今後計画を進めていただきたいなというふうに思っております。

平成26年8月に台風9号が東京に襲来しましたが、この際には丘陵部で土砂崩れが複数発生をいたしました。私もあの現場見に行ったりとかして、個々のお宅なんかも見ましたし、また西武多摩湖線では、武蔵大和駅と、それから西武遊園地駅の間で大規模な土砂崩れがあって、半月間、電車がとまったというようなこともありました。

あの際には、幸いなことに運転手は機転を利かせて、人身事故にも至らず難を逃れたということがありましたので、本当によかったなとそのとき思ったんですけども、その際に、実は私、機会があって、西武の本社のほうにも訪れてお話をさせていただいたんですけども、これ、その当時議会でも報告しましたけども、西武さんのほうで、当初土砂崩れがあった東村山市側にあるのり面については早急な工事をやるという予定だったんですけど、一方で、これに連なっている東大和側の斜面、武蔵大和駅のホームの北側になりましたけれども、そこについては計画は全然なくて、私、その計画を見せていただいた際に、たまたま市がつくったハザードマップを持っていったもんですから、突き合わせてみると、市がその中で示したとおり、土砂崩れの危険がある場所ですよっていうことが明示されていたもんで、ここについてもぜひやってほしい、対策をとってほしいということをお願いをしました。

それから約2年以上たちましたけど、去年の秋からそのところについてはのり面工事がされて、間もなく完成のようでありすけれども、市が提供する情報が非常に重要な情報を発信していただいているんだっていうことをあの機会に深く認識をしましたんで、ぜひ市民の安心・安全を守っていただくということを、この土砂災害対策のところでも新年度、進めていただければなということをお願いを申し上げて、この項は終わりにさせていただきます。

それでは、5番目の高齢者の就労の安定施策について伺いますが、まずシルバー人材センター事業はどのような目的で行われるのかということ、ちょっと改めてそこから伺いたいと思います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） シルバー人材センターの事業の目的についてであります。市長答弁にもありましたとおり、会員の方の希望に応じた就業の機会の確保及び提供によりまして、一定の収入を得ていただき、経済的な生活の安定を図る、あるいは会員の方の持つ能力をさまざまな分野において発揮していただきますことによりまして、高齢の方の社会参加の促進及び生きがいがいづくりに寄与している、こうした事業を推進していくことがシルバー人材センターの目的であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） シルバー人材センターは、以前は高齢者の生きがい対策ということで説明がされてた時期があったかと思うんですけど、今御説明のあったとおり、生活の糧を得る経済的な要素もあるんだということは今のお話でわかったかと思います。

シルバー人材センター、定款や規約がホームページに載っていたんで、それ見てみたんですけども、この中で第3条で、センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とするということが掲げられておりました。

実は、このシルバー人材センターについては、この間、マスコミ、特に週刊誌などでも何度か取り上げられているんです。私、最近見たのは週刊ポストという雑誌がありますけども、これの去年の記事なんですけども、シルバー人材センターで例えば植木の剪定作業をやっている、高いところから落ちて大けがをされたとか、蜂に刺されて危うく命を落としそうになっちゃったとかいろんな事例があって、この働くということと、それから高齢者が安心してそこに従事できるっていうことは非常に大事な課題として世間は受けとめてるんだなっていうことを改めてその記事見て思ったわけでありまして。

そんな中で、実は私どもでは最近、このシルバー人材センターに通われてる方から相談をいただきまして、請負業務を受託して、いってみればシルバーの下請さんという形で請負で就労されたんですけども、その中で事故がありまして賠償の請求をされている方がいると。それそのものについてはいいんだけど、問題は、その賠償事件になったことの背景には、一つはきちんとした契約内容になってないという実態があるんじゃないかということが気になって、センターに対してこういう改善をしたらどうかという契約内容の改善の提案なんかも実はしようと思ったら、話を聞いてもらえなかったということで、じゃこういうシルバー人材センターのことだから市に相談にいくって言ったら、そんなこと言うんだったらもう退会してくださいぐらいの感じの、強圧的な感じで話にならなかったというような相談が私どものほうに寄せられたんです。

私はそういった話を伺ったときに、よそではどうなってるのかなっていう事例をちょっと見てみたんですけども、例えばそういったセンターの中で仕事に関して問題が起こったときにどういう解決してるかっていうので、いい例で言いますと、日野市のシルバー人材センターの会員の規約っていうのがホームページに掲載されているんですが、ここには就業問題特別委員会設置規定っていうのがありまして、就業に起因する問題の解決に関することを当事者たる会員の出席を求めて、当該議事に対する主張の機会を設けなければならない、また議事に関係のある者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができるなど定めて、紛争が発生しても会員間の民主的な運営で解決ができるように制度設計されていました。

これはあくまで規定ですから、実際どこまでこれが機能してるのかっていうことはわかりませんが、今回私どもに相談を寄せていただいた方々も、シルバー人材センターの事業の目的を遂行するため、こういう条件整備をしてほしいというふうに望まれているのではないかなというふうに拝察をいたしました。

例えば市からもシルバー人材センターとのかかわりでいえば、御説明のとおり、補助金の支給もして、理事会には福祉部長も参加されるというふうなこともありますので、指導の機会もあるのではないかなというふうに思うんですけども、こういったような改善を理事会等でお話ししていただくようなことができるのかどうか伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 市といたしましても、シルバー人材センターの会員の皆様が地域の中で健康で生き

生きと御活躍いただくことを望んでおります。

また、東大和シルバー人材センターは、公益社団法人といたしまして独立した団体であります。市といたしまして指導する立場にはございません。基本的には、法人の中で問題の解決、規定の整備などをするものと考えております。

また、組織といたしまして民主的な運営がされる必要があるというふうにも考えてございます。現在も総会ですとか理事会などは適切に開催されると認識してございます。

引き続き民主的な運営がされますようお願いはしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 東大和のシルバー人材センターのホームページ見た限りでは、ちょっとこういった規約、規定等は整備されてなかったみたいなんで、私の誤解だといいいんですけれども、どうもそうでもないみたいなんで、ぜひこういった具体的な提案もしながら改善を図っていただくように指導していただければ、直接的な、あれせい、これせいっていうことはないと思いますけど、こうやって制度設計なんかに力貸していただければいいかなというふうに思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（押本 修君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす6日から8日及び11日から15日の8日間につきましては会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（押本 修君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時34分 散会